



自転車ヘルメット着用が全年代で努力義務化！

自転車利用者の安全を守るための改正法が施行されます。

今までは、
子ども(13歳未満)の
保護者等に対する
努力義務のみでした。



令和5年4月1日からは、

「**自転車の運転者は、
ヘルメットをかぶるよう
努めなければならない。**」

(道路交通法 63条の11 第1項)

に変わります！

全ての利用者が
対象です！

自転車に乗る「子ども」から「高齢者」まで 「みんな」がヘルメットをかぶる時代に！

交通事故に遭った時、転倒した時の
頭部への衝撃を軽減します！

目深に正しい位置でかぶることで、
頭部や顔面を怪我から守ります！

あご紐をしっかり締めて、
いざという時に外れないように！



自転車乗用中の交通事故や転倒による**頭部への衝撃**は
身体の**麻痺**や**命を失う**という最悪の結果に繋がる危険が...
ヘルメットを着用しないと交通事故の**死亡率は「約3倍」**に

令和2年自転車交通事故死亡率 ヘルメット着用 **0.23%**
(死傷者数に占める死者数の割合) ヘルメット非着用 **0.68%** 【全国数値】



「自分自身のため」ヘルメットをかぶりましょう！

埼玉県警察本部交通総務課Twitter
交通事故防止や各種イベントなどの情報を
平日の午前8時30分～午後5時15分に配信中

